

(質問第四十三号) 昭和二十二年八月二十二日配付

受刑者の賞與金に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年八月二十日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

受刑者の賞與金に関する質問主意書

現在受刑者の数は七万数千人に達してあるが、刑務作業に服して一ヶ月五円か六円平均の賞與を受け、一ヶ月の受刑後でも五十円か六十円であり、汽車の切符さへ求められないので出所後再犯する主要の原因となつてある、現在のインフレ時代に少なくとも日給十円か十五円に値上げて出所後の汽車賃や再起資金を作つてやる親心が再犯防止と、又受刑者の救済になると信ずるが、政府の処見を問う。

右質問に対し政府は、如何なる見解を有するや、答弁を希望す。